

第2回 施設整備基本構想検討委員会 議事要旨

開催日：令和7年6月23日（月）14：00～16：00

場所：蕨戸田衛生センター組合 2階 研修室

出席者：

委員：（学識経験者） 長森委員、八鍬委員
（市民代表） 植田委員、遠藤委員、市村委員、細井委員
（蕨戸田衛生センター組合連絡協議会） 郷戸委員、永井委員、高橋委員
（蕨市、戸田市及び組合職員） 小柴委員、香林委員、根津委員

事務局：（蕨戸田衛生センター組合）

山本次長、甲斐総務課長、上嶋施設課長、菊池施設課長補佐、
青木係長、岡崎主任技術主査、河野主任技術主査

関係者：（株式会社エイト日本技術開発） 王、渡邊、勝見

欠席者：なし

配布資料：

資料 1：整備用地の設定

資料 2：施設整備方針の検討

1. 開会

2. 議題

（1）整備用地の設定について

- ・事務局より、資料1「整備用地の設定」の説明。
- ・廃棄物処理施設の立地基準を設けている都道府県もあるが、埼玉県では立地基準を設けていない。しかし、学校や病院等の保全対象施設や民家、集落との距離が近い場合には、各種法基準等を満足できるよう対策を講じていく。（事務局）
- ・水害対策について、住民は高台に避難することになると考えるが、施設としての対策には具体的にどのようなものがあるか。（委員）
→ 施設の浸水対策については、環境省の「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」に、詳細な対策事例が記載されているため、これに基づき検討する。例として、「土盛りをして土地を想定浸水深以上にかさ上げする」や「ごみを貯めるごみピットの投入口や、電気設備や機械設備などの重要な機器を2階以上に配置し、ごみピットへの搬入車両はスロープで上がるようにする」などの対策がある。さらに、海や川の近くで、洪水や内水氾濫の恐れがある場合には、防水扉や遮水壁等を設置する、等がある。実際にどの対策を講じるかは今後検討していく。（事務局）
- ・民家が約10mと近い距離にあるが、近隣住民に対して具体的にどのような対応をされるのか。（委員）

→ 騒音・振動・悪臭等は環境基準が定められているため、その基準を遵守するようにする。
また、施設配置についても、近隣住民への影響も考慮して検討することを想定している。

(事務局)

→ 民家が非常に近いので、基準を守るようにしてもらいたい。(委員)

・「生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）」や「自然環境の保全に係る対策（大気・水質・土壌汚染対策など）」とあるが、この「など」には具体的にどのようなものが含まれているのか。(委員)

→ 現時点では一般的な項目を記載しているが、今後市民との協議により求められるものがあると思うので、市民意見も踏まえて検討していくことを考えている。(事務局)

・将来計画の評価にて「区画整理事業等は予定されておらず」とあるが、かつては北部第二土地区画整理事業の区域になっていたと認識している。現在は、区画整理事業の区域から外れているのか、戸田市に事業の状況も含めて確認してもらいたい。(委員)

→ 現状では動いていない事業と認識していた。戸田市に確認し、次回委員会で報告する。

(事務局)

→〔後日記〕北部土地区画整理事業については、長期にわたって事業に着手していない状況が続いたこと、並びに JR 埼京線や外環状道路が開通し、市街化が進展したことにより土地利用状況に変化が見られたことから、平成 31 年 4 月 1 日付で北部第二地区を土地区画整理事業区域から削除している。(事務局)

・廃棄物処理施設は都市施設として都市計画決定が必要であり、都市計画決定にあたっては都市計画決定審議会にて審議の必要がある。今回は敷地面積の変更や施設内容の変更等の都市計画の変更が必要になると考えられる。都市計画の変更には、1 年単位での時間がかかるため、なるべく早めに戸田市の都市計画課と協議してもらいたい。(委員)

→ 施設建設前には手続きが完了するよう、都市計画決定も進めていく。(事務局)

・建設候補地内の水路と市道は戸田市との協議により対応可能とあるが、既存のごみ焼却施設等とリサイクルフラワーセンターの間の水路と市道はどのように取り扱うのか。(委員)

→ 組合としては、敷地を一体として有効に活用するため、水路、市道ともに移設が可能か戸田市に打診している。移設が可能な場合は、敷地内で移設用の土地を提供する等、手法を検討し、戸田市と協議していく。(事務局)

・最近接の水源及び貴重な動植物について、どのような根拠をもって確認したのか。(委員)

→ 県や市の HP 等から、希少野生動植物種等の指定状況に基づき確認している。(事務局)

・インフラ整備状況について、給水は上水となっているが、埼玉県では工業用水があり、現在も使用しているものと理解している。新施設では工業用水は使用しないのか。(委員)

→ 現在は埼玉県の工業用水と戸田市の上水を使用している。工業用水の使用にはメリットとデメリットがあるが、県より工業用水の維持が難しくなっているとも聞いている。給水については、工業用水、上水、雨水等の利用を今後検討する。(事務局)

・当該建設候補地を整備用地として設定してよい。(委員一同)

(2) 施設整備方針の検討について

・事務局より、資料 2「施設整備方針の検討」の説明。

- ・リサイクルフラワーセンター代替施設について、現在のリサイクルフラワーセンターは約800世帯を対象としているとのことだが、今後対象世帯を増加させるのか。(委員)
 - 現在は820世帯程度を対象にしているが、増加させるのは難しいと考えている。理由としては、世帯の高齢化により持込が難しくなっていることや、生産した堆肥を両市の花壇やリサイクルフラワーセンターの敷地内での植栽に利用しているが使い切れておらず、姉妹都市に提供したりもしていること、さらに、蕨市、戸田市、両市内に農地がないことから今後の利用拡大が難しいと考えている。(事務局)
- ・ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の計画処理量は計画値だが、現在ほどの程度の量を処理しているのか。(委員)
 - 一般廃棄物処理基本計画の現状の数値では、ごみ焼却施設が53,841t/年、粗大ごみ処理施設が3,457t/年である。計画処理量は現在の処理量より増えているが、人口増加によるものである。ただし、ごみ減量等施策の実施も想定した計画処理量になっている。(事務局)
 - 新施設を整備するにあたって、災害時の処理や近隣自治体でのごみ処理施設の火災等によるごみの受入にも対応できるように、余力は見込まないのか。(委員)
 - 計画処理量は先ほどご説明した通りだが、施設規模は国が定めている計算式を用いて、年間の稼働日数や処理停止期間を考慮して算出する。なお、災害廃棄物処理量として施設規模の5～10%程度を上乗せしてよいため、その分は上乗せして算出する。(事務局)
- ・生ごみ堆肥化について、現在は生ごみの処理量が50t/年程度だが、計画処理量が60t/年となっているので、今後10t/年増加させても対応できるということか。(委員)
 - 多く搬入される日と少なく搬入される日等のばらつきを想定した計画処理量であり、増加を見込んでいるものではない。(事務局)
 - 仮に生ごみ約50t/年を焼却する場合、重油で焼却していると考えられるが、およそどの程度の重油を使用するのか。(委員)
 - 焼却炉の立上げの際に燃料として灯油を使用し、その後はごみの持つ熱量のみで焼却を継続していくため、具体的にごみ1トン当たりの燃料消費量は算出していない。(事務局)
- ・新たなごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・し尿処理施設の整備に約11年間かかるとのこと、それまでの間に技術革新等も進んでいくと考えられる。長い事業となるが、今後の検討において、適宜その変化を反映してもらいたい。この検討に携われて嬉しく思っている。今後が楽しみである。(委員)
 - 新たな技術等も検討しながら事業を進めていく。(事務局)
- ・剪定枝はリサイクルプラザで処理するのか。(委員)
 - 区分としてはマテリアルリサイクル推進施設になるが、リサイクルプラザは既に手狭であることから、粗大ごみ処理施設と近い区分にするか、単独施設とするかを今後検討していく。(事務局)
 - リサイクルプラザに含める場合、スケジュールを考慮するとすぐに検討を始める必要があると感じた。ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設と一連のスケジュールになるのであれば、まだ検討期間があるため、十分に検討いただきたい。(委員)
- ・現在、剪定枝は収集していないとのことだが、どの程度発生しているのか。(委員)

- 剪定枝は、事業系は現在ごみ焼却施設に剪定枝等を持ち込んでいる事業者の搬入量から 750t/年を見込んでいる。家庭系は現在の量は把握できていないが、他事例から 100t/年を見込んでおり、合計で 850t/年程度を想定している。事業系については、事業者が持ち込む剪定枝の搬入場所を変更することで対応が可能だが、家庭系は、現在可燃ごみとして剪定枝を区分していることから、分別区分を変更する必要があるため、対応が可能かも含めて検討している状況である。(事務局)
- 以前は、粗大ごみを施設に直接持ち込むと無料で引き取ってもらえたが、現在は中止されている。今後事業系と同様に、剪定枝等を直接持ち込むと施設で対応してもらえるような考えはあるか。(委員)
- 以前は家庭系の直接持ち込みを受け入れていたが、プラットホームが狭かったことからごみ収集車両と一般車両の交錯することによる危険性が高かったため、直接持ち込みを中止した。一昨年度に実施した市民アンケートでも直接持ち込みを希望する意見があったため、新施設を整備する際には検討したいと考えている。直接持ち込みが可能となれば、家庭系の剪定枝も直接持ち込まれたものを資源化する等の対応も含めて検討できると考えている。(事務局)
- ・施設の整備方針として、「地域に貢献できる機能を付加する」としているが、どの程度の機能を考えているのか。可能な範囲で機能を付加するという理解でよいか。(委員)
 - どのような機能を付加するかは今後検討を進める。必要な面積等も検討し、現実的に可能な範囲になるが、地域貢献の機能は何かしら付加する方針である。例えば、大規模な余熱を利用した温浴施設等は面積的に難しいと思うが、避難所などの機能を付加することは可能と考えている。(事務局)
- ・現在のテニスコートとその駐車場の敷地に仮設のリサイクルフラワーセンターを移設することのことだが、建設予定地でリサイクルフラワーセンター代替施設が稼働する令和 18 年度以降は、テニスコートはどうするのか。(委員)
 - 施設整備方針の中では検討できていないため、今後検討する。(事務局)
- ・他自治体でも剪定枝のチップ化や生ごみの堆肥化等、資源化を検討する事例はあるが、最終的に重要になるのが資源物としての循環である。資源化すること自体は技術上可能だが、その資源物を利用できるかという点で、資源化を取りやめる事例もある。また、技術革新も今後進んでいく可能性があるため、資源循環や技術革新も含めて総合的に本事業の検討をしてもらいたい。(委員長)

(3) その他

- ・第 3 回検討委員会は 7 月 23 日の 14 時から、第 4 回検討委員会は 11 月 5 日の 14 時からを予定している。近くなったら改めてご連絡する。(事務局)

3. 閉会